

議第 4 号

平成31年度使用教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項および同法施行令第9条の規定に基づき、別紙採択基準案について岐阜県教科用図書選定審議会の意見を求めるものとする。

平成31年度に県立高等学校及び県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択方針を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年4月18日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長                      安 福 正 寿

<根拠法令>

**義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律**

(昭和39年 法律第182号) (抄)

(教科用図書選定審議会)

第11条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2・3 (略)

<参考>

**義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律**

第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

# 平成31年度使用小・中学校(特別支援学校の小・中学部を含む)用教科用図書の採択基準【案】

## 1 採択に係る基本方針

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、県教育委員会が採択権者に対して行う以下の指導、助言又は援助を踏まえ、各採択権者がその判断と責任により、いかなる疑惑の目も向けられないことのないよう、公正確保の徹底に万全を期し、綿密な調査研究を踏まえた上で適切に行う。

## 2 採択に当たり踏まえるべきこと

### (1) 小学校及び中学校(特別支援学校の小学部・中学部を含む)用教科用図書の採択について

- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により毎年度採択すること。
- ・小学校用教科書の採択については、平成30年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこと。なお、平成29年度検定において新たな図書の申請がなかったため、基本的には前回の平成25年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなること。
- ・中学校用教科書の採択については、平成30年度においては、新たに「特別の教科 道徳」の中学校用教科書の採択を行うこと。なお、「特別の教科 道徳」以外の教科については、学校教育法附則第9条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に平成29年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。
- ・同一の教科用図書を採択する期間内において採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合その他義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条各号で定める場合においては、この限りではないこと。
- ・国立及び私立の義務教育諸学校において使用する教科用図書についても、上記事項に基づき採択すること。

### (2) 平成31年度使用義務教育諸学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法施行令及び同法施行規則の示すところに基づき、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切であり、児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性等に応じた図書を採択すること。なお、その際においては毎年度異なる図書を採択することができること。
- ・調査研究に当たっては、県教育委員会において作成する「一般図書選定資料[特別支援学校(小学部・中学部)及び小・中学校特別支援学級用]」を十分活用すること。

## 3 採択に係る基本的な考え方

- (1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条により、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域(共同採択地区)であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択すること。その際、採択地区協議会の設置に当たっては、採択権者の判断と責任により、設置要項、運営方針等を策定し、適切な手続きにより進めること。
- (2) 同一の教科用図書を採択する期間内において採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合等、新たに採択替えが必要な場合は、県教育委員会により作成、配布される「調査研究資料」を参考資料の一つにするなどして、十分な調査研究を行うこと。
- (3) 教科用図書を採択する際には、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、それらを活用して思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことができるよう、教

育指導の方針と重点及び児童生徒の実態等を踏まえ、諸種の角度から総合的に比較研究して特徴を明らかにするなど、十分な調査研究を行うこと。

- (4) 調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、当該評定に拘束力があるかのような取扱いをしないこと。
- (5) 教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、審議や調査等について厳正な態度で臨み、教科書採択の公正確保の徹底に努めること。また、円滑な採択事務に支障をきたすような事態や採択の公正確保に関して問題が生じた場合には、各採択権者が関係機関と連携を図りながら毅然とした対応をとり、静ひつな環境を確保すること。なお、採択地区協議会等の運営及び協議に当たっては、下記の4(3)に示した内容に十分留意すること。
- (6) 教科書の採択に関する情報について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第15条により、採択権者は採択結果・理由等の積極的な公表に努めること。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第9項により、教育委員会会議の議事録の作成及び公表に努め、開かれた採択をより一層推進し、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たすこと。

#### 4 共同採択地区における採択地区協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項

共同採択地区における採択地区協議会の設置・運営及び協議については、次に示すことに留意すること。また、単独採択地区における選定委員会等においても、市町村の条例、教育委員会規則等に基づいて設置・運営するとともに、次に示す内容を参考に、公平性・透明性の高い仕組みを構築すること。

##### (1) 設置

- ・最初の会の招集者は各地区市町村教育委員会教育長会長とすること。
- ・各地区は、採択地区協議会を設置完了し次第、速やかに下記事項について県教育委員会に報告すること。
  - ① 採択地区協議会規約、設置・運営方針及び採択方針
  - ② 協議会について
    - ア 名称、目的、組織、構成
    - イ 委員の選出、委嘱の方法など
    - ウ 委員の名簿
    - エ その他

##### (2) 運営及び協議

- ① 採択地区内では、8月6日(月)までに種目ごとに同一の教科書を採択することについての協議を終えること。
- ② 市町村教育委員会は、採択地区協議会最終日の翌日から8月13日(月)までの期間中に採択を決議し、採択地区協議会にその旨を報告すること。
- ③ 採択地区協議会は、地区内の市町村教育委員会の採択決議が全て終了することにより、地区採択が完了したものとする。
- ④ 市町村教育委員会は、採択地区の採択完了以後に、各学校へ採択結果を通知すること。
- ⑤ 保護者等の幅広い視点から教科書についての意見が聞けるよう、採択地区協議会の委員の構成等を工夫改善すること。
- ⑥ 協議の調わない場合に備え、再協議が可能な採択日程を設定するとともに、再協議の手続きを明らかにし、各教育委員会の意見を踏まえ協議を尽くした上で決するなど、最終的な合意形成の方

法をあらかじめ定めること。

- ⑦ 採択地区の設定、採択地区協議会の運営、調査研究や審議の在り方、採決までの流れ、静ひつな審議環境の確保と開かれた採択等について不断の見直しを行うこと。
- ⑧ 教科書の採択に関して保護者や地域住民に説明責任を果たすという観点から、採択地区協議会における選定資料や議事録等の公表に努めること。また、採択権者においては、引き続き、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

### (3) 公正確保の徹底

#### ① 採択地区協議会委員及び調査員等の選任について

- ・教科書採択に直接の利害を有する者や、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見聴取を受け、著作・編集活動に一定の協力をを行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすること。
- ・調査員等の選任に当たっては、教科書発行者との関係について自己申告を求めるとともに、文部科学省から送付された教科書の著作編修関係者名簿や教科書協会等から送付された教師用指導書及び教科書準拠周辺教材編集等関与者名簿で、利害関係を有する者でないことを確認すること。

#### ② 教科書見本の取扱いについて

- ・教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については文部科学省によって定められており、それを超える教科書見本の送付、又は教育委員会関係者若しくは校長、教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者に対する献本若しくは貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと。
- ・採択期間において、明示的であると否とを問わず、教科書発行者に対して採択期間終了後に教科書見本を献本するよう求める行為又は教科書見本の献本と教科書採択を関連付ける行為（それとの疑念を生じさせる行為を含む。）は厳に慎むこと。

#### ③ 過大な宣伝行為等への対処について

- ・文部科学省による各教科書発行者に対する指導や一般社団法人教科書協会が定めた「教科書発行者行動規範」を十分に踏まえ、それらに違反する行為について、教科書発行者に対して求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者から申出があった場合にはその申出を明確に断るよう留意すること。
- ・過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら毅然とした対応を取り、適切な措置を講ずるとともに、速やかに県教育委員会に報告すること。

#### ④ その他

- ・平成30年度においては、小学校用教科書、中学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、教員等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

### (4) その他

- ・採択地区協議会は、地方自治法第252条の2に規定する協議会としては短期間であるため、手続き等を省略して事実上の協議による協議会とする。

## 平成31年度使用県立高等学校用教科用図書の採択方針（案）

県立高等学校の教科用図書の採択は、各学校が以下の項目を踏まえて選定した教科用図書の報告を受け、県教育委員会がこれを行う。

- 1 教科用図書の選定に当たっては、平成31年度使用高等学校用教科書目録に登載されているもののうちから、選定すること。

なお、学校設定教科・科目等の教科用図書の選定において、平成31年度使用高等学校用教科書目録に適切な教科用図書が登載されていない場合には、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（岐阜県立高等学校管理規則第11条において「準教科書」とされる教科用図書）を選定することができる。この場合には、岐阜県立高等学校管理規則第11条により、県教育委員会に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 教科用図書の選定に当たっては、同一の課程・学科内にあつて単位数を同じくする科目について、一種の教科用図書を選定するようにするとともに、毎年度変更することがないように、学校統合等特別な場合を除き、原則として2年間は同種の教科用図書を選定すること。

- 3 教科用図書の選定に当たっては、教科書選定委員会を設け、自校の編成する平成31年度教育課程に最も適合する教科用図書を選定すること。

なお、教科書選定委員会は、校長を長とし、副校長、教頭並びに各教科・科目の教科用図書を調査・研究及び選定するのに適当な職員及び学識経験者等の中から、校長が委嘱する委員をもって組織すること。ただし、教科用図書の編著作に関与した者及び教科用図書発行者が主催する教科用図書に関する会議等に参加した者は委員になることはできない。

- 4 教科用図書の選定に当たっては、教科書センターの展示や文部科学省の集録した「編集趣意書」等を十分活用し、教科用図書の比較研究を十分に行い、教科書選定委員会において慎重に審議すること。

- 5 教科用図書の選定に当たっては、公正確保に努めるとともに、教科用図書発行者の勧誘、宣伝行為による影響によって左右されることのないようにすること。

- 6 教科用図書の選定に当たっては、文部省発行の「教科書採択事務取扱要領」（平成3年3月）及び岐阜県教育委員会発行の「県立高等学校用教科書選定・採択事務取扱の手引」（平成30年度版）に記載されている事項に十分留意すること。

## 平成31年度使用県立特別支援学校用教科用図書の採択方針(案)

県立特別支援学校の教科用図書の採択は、各学校が以下の項目を踏まえて選定した教科用図書の報告を受け、県教育委員会がこれを行う。

- 1 小学部・中学部用教科用図書の選定に当たっては、教科用図書選定審議会の意見を踏まえ、平成31年度使用特別支援学校用教科書目録に登載されているもののうちから選定すること。この場合には、種目ごとに一種の教科用図書を選定するとともに、特別な場合を除き、毎年度変更することがないように、原則として4年間は種目ごとに同種の教科用図書を選定すること。

なお、特別支援学校用教科書目録に該当する教科用図書がない場合や、特別な教育課程による場合で特別支援学校用教科書目録に登載されている教科用図書を使用することが適当でない場合には、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を選定することができる。

高等部用教科用図書の選定に当たっては、現在のところ特別支援学校用（高等部）教科書目録がないため、全て学校教育法附則第9条の規定による教科用図書となることから、毎年度異なる教科用図書を選定することができる。この場合には、岐阜県立特別支援学校管理規則第10条により、県教育委員会に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 教科用図書の選定に当たっては、教科書選定委員会を設け、自校の編成する平成31年度教育課程に最も適合する教科用図書を選定すること。

なお、教科書選定委員会は、校長を長とし、教頭並びに各教科・科目の教科用図書を調査・研究及び選定するのに適当な職員及び学識経験者等の中から、校長が委嘱する委員をもって組織すること。ただし、教科用図書の編著作に関与した者及び教科用図書発行者が主催する教科用図書に関する会議等に出席した者は委員になることはできない。

- 3 教科用図書の選定に当たっては、教科書センターの展示、文部科学省の集録した「編集趣意書」及び県教育委員会が作成する「一般図書選定資料」等を十分活用し、調査・研究を行い、教科書選定委員会において慎重に審議すること。

- 4 教科用図書の選定に当たっては、公正確保に努めるとともに、教科用図書発行者の勧誘、宣伝行為による影響によって左右されることのないようにすること。

- 5 教科用図書の選定に当たっては、文部省発行の「教科書採択事務取扱要領」（平成3年3月）に記載されている事項に十分留意すること。

また、岐阜県教育委員会発行の「県立高等学校用教科書選定・採択事務取扱の手引」（平成30年度版）に準じて行うこと。

【資料】教科書選定・採択事務の流れ

時期 月	義務教育諸学校			県立高等学校・県立特別支援学校		
	項目	県教育委員会事務局 (学校支援課)	項目	県教育委員会事務局 (学校支援課)	項目	学校 の 処 理 事 項
4	上	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年度使用教科書の採択事務処理について(文部科学省通知)</li> <li>岐阜県教科書選定審議会(以下選定審という。) 委員の任命</li> <li>選定審への諮問事項(「採択基準(案)」、県立高等学校・県立特別支援学校用教科書採択方針について審議)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通知文書を各市町村教育委員会に送付</li> <li>採択基準(案)の検討</li> <li>選定審委員(案)の検討</li> <li>専門調査員(案)の検討</li> <li>開催案内</li> <li>自己申告書の送付、受取</li> <li>選定審議会の運営(進行は会長による)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立高等学校・県立特別支援学校用教科書採択方針の決定</li> <li>通知文書を各高等学校・特別支援学校に送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験者等を決定し、教科書選定委員会を設置</li> </ul>	
						下
5	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種目の調査研究、調査研究資料の作成</li> <li>採択基準の答申(選定審会長より教育長へ)</li> <li>採択基準(専決)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門調査委員会の運営(調査研究は、事務所主事及び教頭、教諭から成る専門調査員会)</li> <li>各市町村教育委員会に採択基準を送付</li> <li>各採択地区から、教科用図書選定審議会設置完了報告</li> <li>各市町村教育委員会に調査研究資料を送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科書選定委員会の委員名簿の作成</li> <li>教科書選定委員会の委員の審査</li> <li>教科書選定委員会の委員の委嘱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科書選定委員会(自己申告書提出)</li> <li>学識経験者を委員に委嘱</li> </ul>	
						下
6	上	<ul style="list-style-type: none"> <li>【第2回選定審】 調査研究結果の審議(中学校道徳、市立特別支援学校、特別支援学級用附則9条本)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳(中)調査研究結果をお送り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科書選定委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科書選定委員会において教科書選定の適否について審議</li> </ul>	
						<ul style="list-style-type: none"> <li>各採択地区における調査研究</li> </ul>
7	上	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度検定合格教科書の採択結果の閲覧(県立学校)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳(中)調査研究結果をお送り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【高等学校】 平成29年度検定合格教科書の閲覧 【特別支援学校】 現行の小学校用教科書、中学校用教科書、特別支援学校用教科書、特別支援学校用教科書の閲覧 教科書選定委員会の議事録の報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科書選定委員会において教科書選定の適否について審議</li> </ul>	
						<ul style="list-style-type: none"> <li>各採択地区における選定</li> <li>各市町村教育委員会における決定</li> </ul>
8	上	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科書の採択(県立学校)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各採択地区における選定</li> <li>各市町村教育委員会における決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科書の採択</li> <li>採択結果(使用教科書一覧)公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択結果を各高等学校・特別支援学校に通知</li> <li>総合教育センターのホームページに公開</li> </ul>	
						<ul style="list-style-type: none"> <li>採択結果、選定審議事録等の公開(9月1日以降)</li> <li>文部科学省へ報告(期限：9月16日)</li> </ul>



# 平成30年度 教科書センター及び教科書センター分館一覽

地区	名称	設置施設	所在地・連絡先	おもな利用区域	開館	閉館日	展示教科書		
							小・中	高	
全 県	中央教科書センター	岐阜県総合教育センター内	500-8384 岐阜市鍛田南5-9-1 058-271-3825	全県	9:00~17:00	土・日曜日、祝祭日、年末年始	○	○	特別支援 期別9教科書
	岐阜県教科書センター	岐阜県図書館内	500-8368 岐阜市宇佐4-2-1 058-275-5111		10:00~ 平日20:00 日祝18:00	月曜日、毎月最終金曜日、年末年始	○	○	×
岐 阜 市	岐阜教科書センター	羽島市立図書館内	T 501-6244 羽島市竹藤町丸の内6-2 058-392-2270	羽島市	10:00 ~18:00	月曜日（祝日の場合は翌日）祝日の翌日、毎月 末日（土日の場合は除く）、年末年始	○	×	×
	各務原分館	各務原市立中央図書館内	504-0911 各務原市那加門前町3-1-3 058-383-1122	各務原市	10:00 ~19:00	月曜日 祝日の翌日、年末年始	○	×	×
	山県分館	山県市図書館内	T 501-2121 山県市大野850-65 0581-36-3339	山県市	9:00~17:00	月曜日（祝日の場合は翌日）祝日の翌日 年末年始	○	×	×
	瑞穂分館	瑞穂市図書館内	T 501-0224 瑞穂市稲里28-1 058-326-2300	瑞穂市	10:00 ~18:00	月曜日、祝日の翌日、毎月末日、年末年始、特 別整理期間	○	×	×
	巣南分館	瑞穂市図書館（分館）内	T 501-0305 瑞穂市宮田304-2 058-328-7070	瑞穂市	10:00 ~18:00	月曜日、祝日の翌日、毎月末日、年末年始、特 別整理期間	○	×	×
	本巣分館	本巣市図書館 （しんせいほんの森）内	T 501-0465 本巣市壱海424 058-323-5757	本巣市	10:00 ~18:00	月曜日、毎月月末日、祝日の翌日、年末年始	○	×	×
	岐南分館	岐南町図書館内	501-6013 羽島郡岐南町平成7-38 058-247-7737	羽島郡岐南町	9:30~18:00	月曜日、毎月最終金曜日、祝日の翌日、年末年 始	○	×	×
	笠松分館	笠松中央公民館（図書室）内	501-6088 羽島郡笠松町常盤町6 058-388-3231	羽島郡笠松町	10:00 ~16:30	毎月の月末（末日が土、日、祝日の場合はその翌 日）、年末年始	○	×	×
	北方分館	北方町生涯学習センター 「きらり」内	T 501-0431 本巣郡北方町北方1857 058-320-2200	本巣郡北方町	10:00 ~18:00	毎週月曜日（ただし、その日が国民の祝日及び 休日の場合は、その翌営業日）、年末年始	○	×	×
	岐阜市 教科書センター	岐阜市立中央図書館	T 500-8076 岐阜市司町40番地5 058-262-2924	岐阜市中心部	9:00~20:00	毎月最終火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日） 年末年始12月31日~1月3日	○	○	×
岐阜市 教科書センター第2分館	岐阜市立図書館分館内	500-8521 岐阜市橋本町1-10-23 JR岐阜駅東高梁下ハ-17ノス/エ7-G内 058-268-1061	岐阜市南部	9:00~21:00	毎月最終火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日） 年末年始12月29日~1月3日	○	×	×	
岐阜市 教科書センター分館	岐阜市教育研究所内	T 501-3133 岐阜市芥見南山3-10-1 058-241-2114	岐阜市北部	9:00~17:00	土日、祝日、年末年始	○	×	×	
西 濃	西濃教科書センター	西濃教育事務所内	503-0838 大垣市江崎町422-3 0584-73-1111	西濃全域	9:00~17:00	土日、祝祭日、年末年始	○	○	○
	養老分館	養老中央公民館内	503-1251 養老郡養老町石畑491 0584-32-1281	養老町	9:00~17:00	月曜日（祝日の場合は翌日）、月末日（土日祝 日の場合は前日）、年末年始	○	×	×
	神戸分館	神戸町立図書館内	503-2306 安八郡神戸町北一色821-1 0584-27-9866	神戸町、安八町 輪之内町	9:00~17:00	月曜日（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日、最 最終金曜日、年末年始	○	×	×
	大垣分館	大垣市スイトピアセンター 学習館内	503-0911 大垣市室本町5-51 0584-74-6050	大垣市	9:00~17:00	火曜日（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日、最 終金曜日、年末年始	○	×	×
	海津分館	海津市海津図書館内	503-0654 海津市海津町高須605 0584-53-1515	海津市	9:00~19:00	月曜日（祝日の場合は翌日以降の最初の平日） 最終木曜日、年末年始	○	×	×
	揖斐川分館	揖斐川町立揖斐川図書館内	501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方15-1 0585-22-0219	揖斐川町 大野町、池田町	平日9:00~17:30 土日9:00~17:00	月曜日（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日、月 末整理日、年末年始	○	×	×
	垂井分館	タイルピアセンター 図書館内	503-2121 不破郡垂井町2443-1 0584-23-3746	垂井町 関ヶ原町	10:00 ~18:00	月曜日（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日、最 終木曜日、年末年始	○	×	×

美濃	美濃教科書センター	美濃教育事務所内	501-3756 美濃市生櫛1612-2 0575-33-4011	関市, 美濃市 郡上市	9:00~17:00	土・日曜日 祝祭日	○	○	○
	関分館	関市まなびセンター内	501-3802 関市若草通2-1 0575-23-7760	関市	9:00~17:00	月曜日 祝祭日 の翌日	○	○	×
	美濃分館	美濃市図書館	501-3701 美濃市1571-2 0575-35-2280	美濃市	平日10:00~18:00 土・日・祝日 10:00~17:00 (6~9月の土日 10:00~19:00)	月曜日、祝祭日の翌日(その日が月曜日に当たるときは、その翌日) 土・日・祝祭日 第4金曜日 年末年始 10:00~19:00	○	○	×
	郡上分館	郡上図書館はちまん分館内	501-4222 郡上市八幡町島谷207-1 0575-65-6769	郡上市	10:00 ~17:00	月曜日・祝祭日 第3日曜日 第4金曜日	○	○	×
	可茂教科書センター	可茂教育事務所内	505-8508 美濃加茂市古井町 下古井2610-1 0574-25-3111	美濃加茂市 可児市 加茂郡, 可児郡	9:00~16:30	土・日曜日 祝祭日	○	○	○
	美濃加茂分館	みのかも文化の森内	505-0004 美濃加茂市峰屋町 上峰屋3299-1 0574-28-1110	美濃加茂市 加茂郡	9:00~17:00	月曜日、(祝日の場合は翌日)	○	○	×
	可児分館	可児市教育研究所内	509-0203 可児市下恵土5166-1 0574-63-4841	可児市	平日 9:00~17:00	土・日曜日 祝祭日	○	○	×
	白川分館	美濃白川集館内	509-1105 加茂郡白川町河岐1728 0574-74-1022	加茂郡	9:00~20:00	第2月曜日(祝日の場合は翌日)	○	○	×
	御嵩分館	中山道みたけ館内	505-0116 可児郡御嵩町御嵩1389-1 0574-67-7500	可児郡	平日 10:00~18:00 土・日・祝日 9:00~17:00	月曜日、毎月第3火曜日、最終金曜日	○	○	×
	東濃教科書センター	東濃教育事務所内	509-7203 恵那市長島町正家字後田1067-71 0573-26-1111	東濃郡	9:00~17:00	土・日曜日 祝祭日	○	○	○
	多治見分館	多治見市教育研究所内	T 507-8787 多治見市菅羽町1-71-1 0572-2-2-1111	多治見市	9:00~17:00	土・日曜日 祝祭日	○	○	○
	中津川分館	中津川市教育委員会事務局内	508-0032 中津川市栄町1-1 0573-66-1111	中津川市	9:00~17:00	土・日曜日 祝祭日	○	○	○
	瑞浪分館	瑞浪市教育研究所内	509-6195 瑞浪市上平町1-1 0572-68-2111	瑞浪市	9:00~17:00	土・日曜日 祝祭日	○	○	○
	恵那分館	恵那市教育委員会事務局内	509-7292 恵那市長島町正家1-1-1 0573-26-2111	恵那市	9:00~17:00	土・日曜日 祝祭日	○	○	○
	土岐分館	土岐市教育研究所内	509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101 0572-54-1111	土岐市	9:00~17:00	土・日曜日 祝祭日	○	○	○
	飛騨教科書センター	飛騨教育事務所内	506-8688 高山市上岡本町7-468 0577-33-1111	飛騨郡	9:00~16:30	土・日曜日 祝祭日	○	○	○
	高山分館	高山市教育研究所内	509-3505 高山市一之宮町3100 0577-53-2368	高山市	9:00~17:00	土・日曜日 祝祭日	○	○	×
	飛騨分館	飛騨市図書館内	509-4292 飛騨市古川町本町2-22 0577-73-5600	飛騨市	平日・土・祝日 9:00~20:00 日曜日 9:00~17:00	月曜日(祝日の場合は翌日) 毎月最終金曜日	○	○	×
	下呂分館	はざわら図書館内	509-2517 下呂市萩原町萩原1166-8 0576-52-2900	下呂市	9:30~18:00	月曜日・第3日曜日、最終金曜日	○	○	×
	白川分館	白川村立白川郷学園内	T 501-5629 大野郡白川村鳩谷614-1 05769-6-1366	大野郡	9:00~16:30	土・日曜日 祝祭日、学校休業日	○	○	×

※年末・年始等の閉館日は各施設により異なります。

# 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み

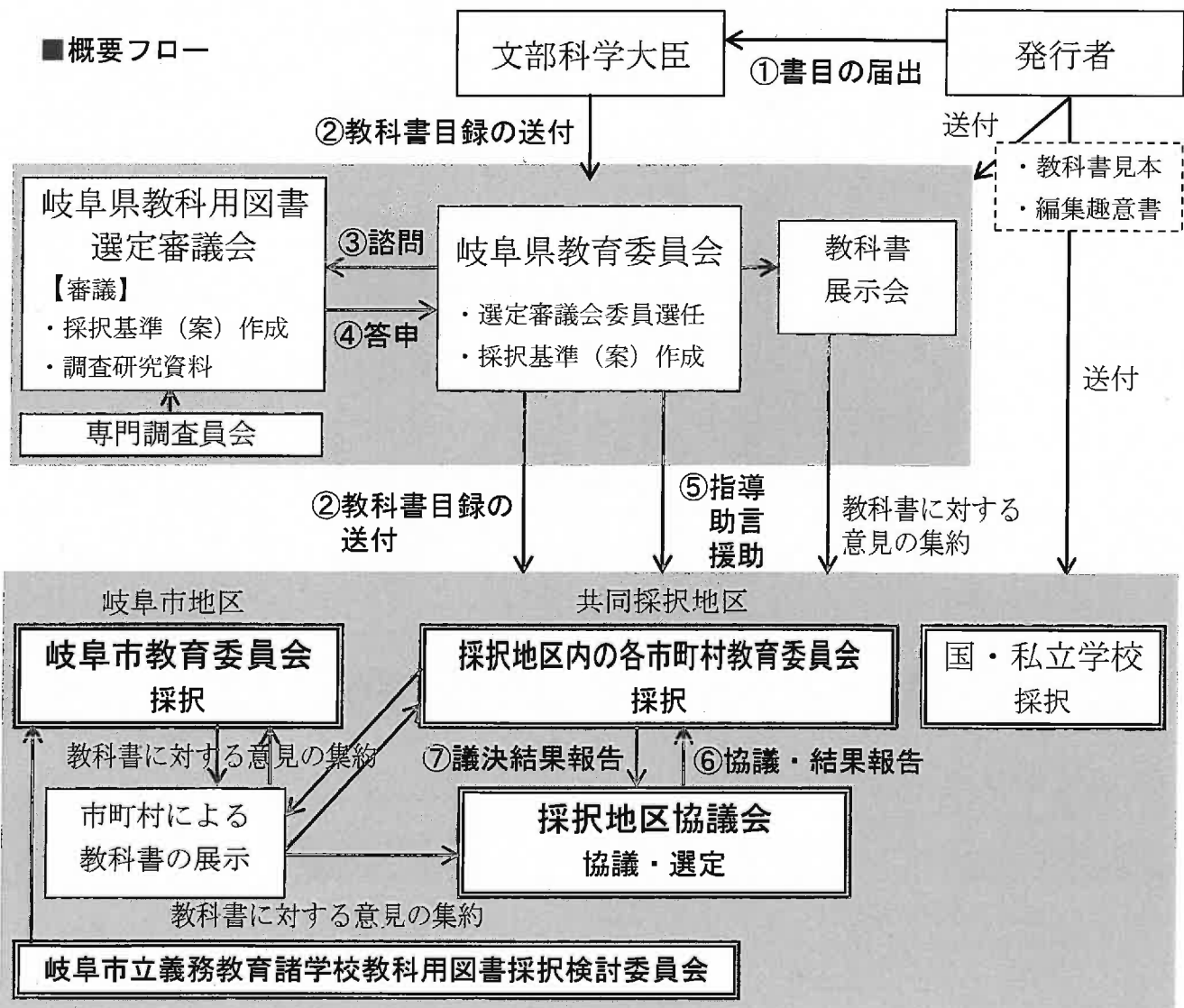
## 1 採択の権限

- 市町村立学校：市町村教育委員会
- 国・私立学校：学校の校長

## 2 採択の流れ（市町村立学校の例）（\*番号は下記の流れ図の番号と対応）

- ①【書目の届出】発行者が文部科学大臣に検定を経た教科書のうち次年度に発行しようとするものの種目・使用学年・書名・著作者名等（書目）を届け出る。
- ②【教科書目録の送付】文部科学大臣が書目を一覧にまとめた教科書目録を送付する。
- ③【諮問】県教育委員会が岐阜県教科用図書選定審議会に、採択基準（案）を諮る。
- ④【答申】選定審議会が審議結果を県教育委員会に答申する。
- ⑤【指導・助言・援助】県教育委員会が各市町村教育委員会へ採択事務の助言をする。
- ⑥【協議・結果報告】隣接の各市町村が採択地区協議会を開き、採択の協議を行い、市町村教育委員会に選定結果を報告する。（名称は〇〇地区採択協議会）
- ⑦【議決結果報告】協議結果をもとに、各市町村教育委員会において採択の議決を行い、採択協議会に報告する。

### ■概要フロー

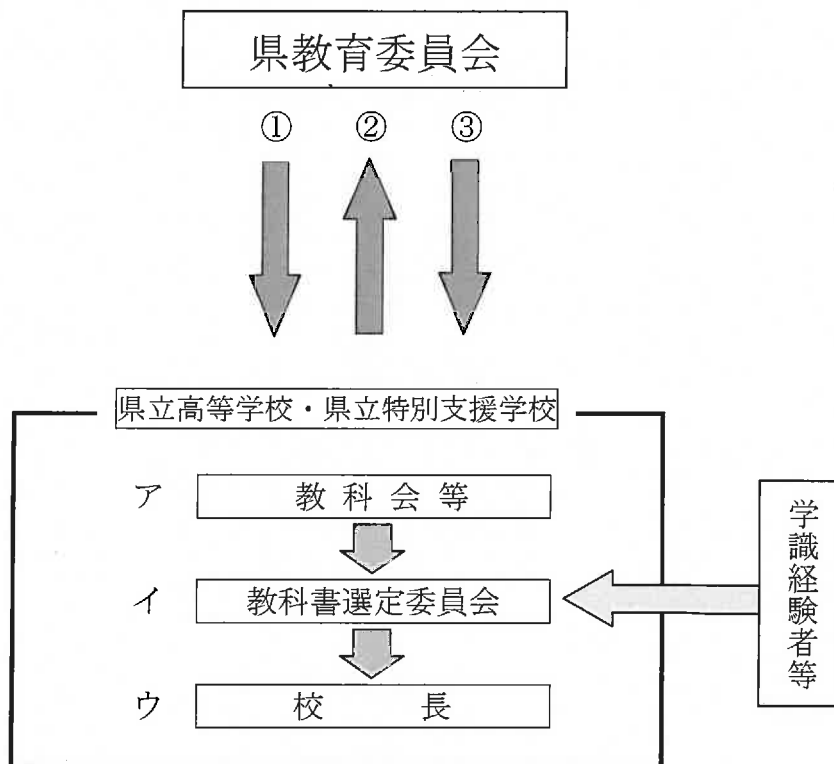


## 県立高等学校・県立特別支援学校用教科書の採択の仕組み

- 県立高等学校・県立特別支援学校の採択権者は、県教育委員会である。

### 教科書採択の流れ

- ① 教育委員会が各学校に採択方針を通知し、教科書選定資料を配布。
- ② 各学校は「教科書選定委員会」により教科書を選定し、選定教科書を教育委員会に報告。
- ③ 教育委員会は選定教科書を審査して採択。各学校に採択通知を送付。



### 各県立学校が行う教科書選定のための取組

- ア 綿密な教科書の調査・研究
- イ 使用しようとする教科書の選定（選定理由）
- ウ 選定結果の報告

※ 「選定」は「採択」とは異なり、単に「選ぶこと」を意味する。